

ふうすいがい じ がっこう たいおう 風水害時の学校の対応について

よこはまし せいと あんぜん さいゆうせん かんが つぎ そち ほごしゃ みなさまがた
横浜市では、生徒の安全を最優先に考え、次のような措置をとりますので、保護者の皆様方
におかれましては、御確認をお願い致します。

1 とうこうまえ とうくべつけいほう ぼうふうけいほう おおゆきけいほう ぼうふうせつけいほう 登校前に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」 はっぴょう ばあい が発表された場合。

- 午前7時の時点で横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部）に

とうくべつけいほう おおあめ ぼうふう たかしお はろう ぼうふうせつ おおゆき
「特別警報」（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）

ぼうふうけいほう おおゆきけいほう ぼうふうせつけいほう
「暴風警報」・「大雪警報」「暴風雪警報」

がでているときは、生徒の安全のため「臨時休業」となります。

（この場合は学校に欠席の連絡をする必要はありません。）

※「大雨警報」「強風注意報」などの「注意報」は、平常通りの授業です。ご注意ください。

2 とうこうご けいほう 登校後に「警報」がでた場合

とうこうご けいほう せいと あんぜん かんがえ がっこうちょう はんたん げこう
登校後に「警報」がでたときには、生徒の安全を考え、学校長の判断で下校

（授業を途中で終える・部活動を中止する）させることがあります。

3 かてい ご家庭では

てれび らじお せいかく じょうほう
○テレビやラジオなどで正確な情報をつかんでおいてください。

かわ ちか しどう
○川の近くにむやみに近づかないように、ご指導ください。